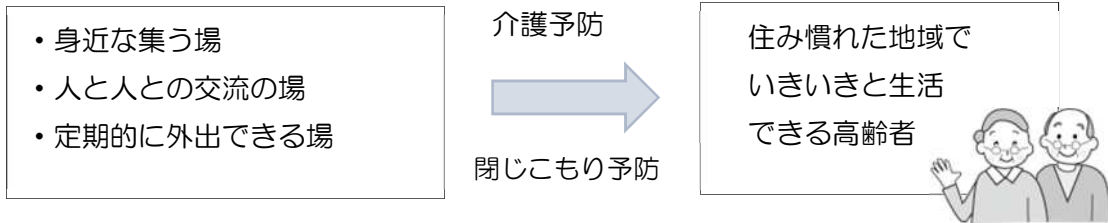


地域介護予防活動支援事業 韮崎市地域まるごと介護予防推進事業

【目的】

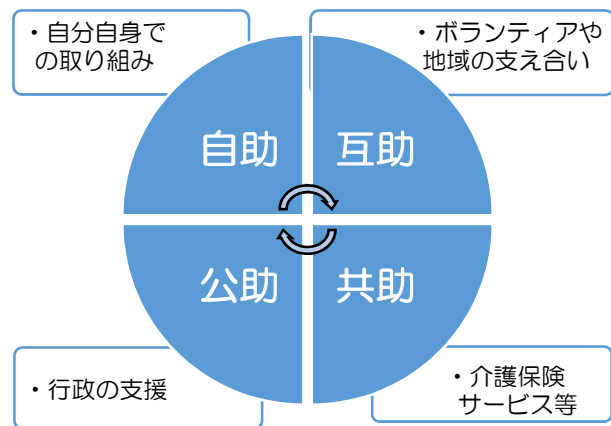


韮崎市地域まるごと介護予防推進事業は一般介護予防事業の一部として

『高齢者が定期的に通える身近な場』＝通いの場を目的に開催するものです。

【理念】

少子高齢化や単独世帯の増加などにより、これからは自分でもなんとかしようという自助、地域で支え合う互助がいままで以上に重要となっております。この事業を契機として、介護予防に前向きに取り組んでいきたいと思っています。



【対象事業】

地域の実情に応じたもので、目的を達成できる事業（事例集参照）

【実施回数】

地域の実情に応じ**最低月 1 回以上、年 12 回以上開催。**

※地域の実情（農繁期等）により開催が困難な場合には開催回数を減らすことができる。

（年 10 回までであれば減らすことが可能）

【対象者】

概ね 65 歳以上の市民

【実施団体・責任者】

地区（地区同士の合同開催可）

実施総括責任者は、地区長、地区長の委任を受けたもの

【交付金額】

あくまでも交付金の計算上、重点対象者（事業に参加可能な75歳以上の高齢者及び、65歳以上の一人暮らし高齢者）の人数をもとに算出し交付金を交付します。

※5月以降の申請につきましては、月割りにて交付金を交付します。

重点対象者数	交付金額
10人未満	13,000円
10人以上 20人未満	26,000円
20人以上 30人未満	39,000円
30人以上 40人未満	52,000円
40人以上 50人未満	65,000円
50人以上 60人未満	78,000円
60人以上 70人未満	91,000円
70人超	104,000円

【対象経費】

事業実施に係る諸経費

例：活動のための材料費、活動時の水分補給用の飲み物やお菓子、講師への謝礼、施設使用料、器具借り上げ料等。

【長寿介護課の役割】

主役である地区住民のサポート役

- ・活動内容の相談
- ・地区の活動に必要な物品の貸し出しの相談（DVD、パンフレット等）
- ・健康や介護予防の話など出前塾の開催
- ・百歳体操希望地区には物品の貸し出しや体力測定の実施

住民と両輪で地域の通いの場が増えていくように協力していきます。

通いの場について

Q.『通いの場』って何？

A. 通いの場とは、地域住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。

Q. 通いの場ではどんなことをやっているの？

A. 体操やゲートボールといった軽スポーツ、市の出前塾を活用した学習系、地域の清掃活動など地域の特色を生かした多様な活動が行われています。



Q. どうして通いの場は必要なの？

A. 通いの場は、介護予防・認知症予防にもつながる重要な取り組みとして推進され、介護予防のためには、日常生活において「運動」「栄養」「社会参加」の3つが大切になります。



・ 出典

はじめての方へ：「通いの場」って何？ 厚生労働省

<https://kayoinoba.mhlw.go.jp/article/030/>

蕪崎市まるごと介護予防推進事業実施フローチャート

